

【原 著】

刑法の意義を捉えさせる社会科における法教育実践の方法
—模擬裁判を取り入れた中学校社会科の授業開発を通して—

宮本 あゆは 桑原 敏典

Methods for Implementing Legal Education in Social Studies to Foster Understanding of Criminal Law
Through Developing Junior High School Social Studies Lessons Incorporating Mock Trials

MIYAMOTO Ayuha, KUWABARA Toshinori

2026

岡山大学教育推進機構 教師教育開発センター紀要 第16号 別冊

Reprinted from Bulletin of Center for Teacher Education and Development,
Institute for Promotion of Education and Campus Life, Okayama University, Vol.16, March 2026

刑法の意義を捉えさせる社会科における法教育実践の方法

—模擬裁判を取り入れた中学校社会科の授業開発を通して—

宮本あゆは※1 桑原敏典※2

本研究は、刑法の理解に焦点をあて、模擬裁判を取り入れた中学校社会科の授業開発を行なおうとするものである。日本の社会科における法教育は、従来から憲法学習が中心となっており、その他の法律について学ぶ機会は非常に少ない。そのような現状を踏まえて、近年、民法や刑法などを取り上げた法教育の授業開発が行われるようになった。その一方で、裁判員制度導入以降、模擬裁判を取り入れた社会科授業の開発・実践がよく見られるようになっており、刑事事件が社会科授業で取り上げられることも珍しくはなくなった。しかし、そのような授業を担当する教員に、刑法等に関する知識が十分ではなく、模擬裁判の内容と実際の裁判が乖離しているという課題もある。本研究では、従来の模擬裁判を取り入れた授業の特質と課題を検討したうえで、刑法の意義を捉えさせる中学校社会科の授業開発を目指す。

キーワード：授業開発研究，中学校社会科，模擬裁判，刑法

※1 岡山大学大学院社会文化科学研究科社会文化学専攻博士後期課程

※2 岡山大学学術研究院教育学域

I はじめに

本研究は、刑法の意義、そして法とは何かについての理解を深めるため、模擬裁判の過程を取り入れた中学校社会科の授業開発を行う。日本の社会科における法教育は、従来から憲法学習が中心となっており、その他の法律について学ぶ機会は非常に少なく、また、教科書でもほとんど取り上げられていない。そのような状況をふまえて、近年は、民法や刑法を取り上げた法教育の授業開発が行われるようになってきている。憲法学習が中心になること自体に異論はないが、我々の生活にとってより身近である民法や刑法などの法律から学ぶ学習も必要ではなかろうか。

また、裁判員制度導入以降、模擬裁判を取り入れた社会科授業の開発・実践もさかんに行われるようになった。その結果、刑事事件が社会科授業で取り上げられることも珍しくはなくなっている。しかし、そのような授業を担当する教員に刑法等についての専門的な知識が十分ではなく、模擬裁判の内容が実際のものとは乖離しているという問題点も指摘されている。さらには、模擬裁判実践の成果についての報告が活動の記録にとどまり、そこで学習者がどのような資質を身につけることができたかということについての十分な検証がなされていないという状況も見られる。

以上のような課題意識に基づいて、本研究では、模擬裁判を取り入れた社会科学授業に関する先行研究を検討しその特質と課題を明らかにしたうえで、刑法、そして法そのものについての認識を深めるために模擬裁判の体験を取り入れた中学校社会科の授業開発を行う。

II 模擬裁判を取り入れた法教育研究の特質と課題

模擬裁判を取り入れた法教育実践は、雑誌等で数多く報告されているが、実践したプログラムの原理を説明したものや、実践の成果を分析したものは限られている。ある程度まとまった論文の形式で報告されているものを収集した結果が、下記の通りである。

- ①二瓶剛 (2021)「社会科公民的分野における模擬裁判の実践から主権者としての資質・能力を育成する:模擬裁判を通して協働的な学びから生徒の主権者意識を養う」埼玉大学社会科教育研究会『埼玉社会科教育研究』No.27、pp. 59-67.
- ②札埜和男 (2021)「第1回オンライン高校生模擬裁判選手権の報告及びオンライン模擬裁判の実践的研究」法と教育学会『法と教育』Vol. 11、pp. 27-35.
- ③田山地範幸 (2021)「『芥川』高子拉致事件模擬裁判」法と教育学会『法と教育』Vol. 11、pp. 57-66.
- ④坂田元丈 (2019)「中学校社会科学習における市民的資質育成を目指す法教育: 公民的分野「裁判員制度」の単元開発」『富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要』第14号、pp. 1-10.
- ⑤宮崎秀一・平野潔・飯考行 (2018)「地域社会における模擬裁判員裁判 『コミュニティ・コート』の意義と課題」法と教育学会『法と教育』Vol. 8、pp. 39-47.
- ⑥札埜和男 (2018)「京都教育大学附属高等学校における高校生模擬裁判選手権の指導実践—京教モデル方式の提案」法と教育学会『法と教育』Vol. 8、pp. 59-67.
- ⑦山本真 (2018)「法学部の講義科目における民事模擬裁判の実践—学生による証人尋問と弁護士による証人尋問を併用した模擬裁判の実践例」法と教育学会『法と教育』Vol. 8、pp. 79-87.
- ⑧川田泰之・河野敏也 (2016)「法解釈を考える模擬裁判の試行」法と教育学会『法と教育』Vol. 6、pp. 89-97.
- ⑨藤井剛 (2014)「模擬裁判を通して考える法教育のあり方」中等社会科教育学会『中等社会科教育研究』32巻、pp. 115-125.
- ⑩三浦朋子 (2008)「平成19年度「法と共生」ゼミにおける授業開発—模擬裁判劇づくり—」千葉大学大学院人文社会科学研究科『千葉大学人文社会科学研究プロジェクト報告書』165巻、pp. 37-50.
- ⑪三浦朋子 (2008)「「模擬裁判劇づくり」実践成果」千葉大学大学院人文社会科学研究科『千葉大学人文社会科学研究プロジェクト報告書』165巻、pp. 51-108.

これらの研究の多くでは、模擬裁判のための架空のシナリオが作成され、そのシナリオに示された事件について、学習者が裁判の様子を演じたうえで、判断をするようになっている。その際の判断とは、単純に有罪か無罪かを考えさせる場合もあれば、⑧のように事実認定、量刑判断、法解釈と異なるレベルの判断をさせるものもある¹⁾。ただいずれの論文も、法的思考力や判断力の育成を直接目指しているわけではない。これらの研究の中では法的思考力や判断力がどのようなものかは示されておらず、そのため、そのような資質が向上したかどうかの検証はなされていない。多くの研究では、そのような思考力や判断力の必要性に気付かせたり、そのような思考や判断に関心を持たせたりすることを重視している。つまり、模擬裁判を、法的な思考力や判断力といった資質を高めるための導入と位置付けているのである。

上記の論文が共通に目指していることは、裁判に関心を持ち、それに積極的に関わろうとする意欲の育成である。例えば、⑨の藤井（2014）では、裁判官や裁判員などの役割を生徒に割り当て、弁護士などの専門家をアドバイザーとして招いたうえで模擬裁判を行っている²⁾。このような取組によって、生徒は司法や裁判を身近なものと感じるようになったと成果が述べられている。また、④の坂田（2019）では、裁判員として司法に関わることに対する関心が高まったという生徒や、責任の重さに気付いて不安になった生徒が報告されており、いずれにしても、市民としての資質育成に効果あったと評価している³⁾。①の二瓶（2021）では、裁判員として他の生徒とともに判断をする経験が、主権者としての資質・能力を高めることにつながったとしている⁴⁾。

以上のような検討を踏まえると、これまでの模擬裁判を取り入れた授業の多くは、法的な思考力や判断力育成への導入として位置付けられるものか、司法や裁判への関心を高め、それに関わろうとする市民としての自覚を高めようとするものであったと言える。しかし、裁判において法律に基づいて事実を判断することで、法そのものに対する認識を深めることも可能である。事実を認定したり、それに基づいて量刑を判断したり、法を解釈したりすることで、法そのものに対する理解を深め、法的な見方・考え方を成長させることもできよう。本研究では、以上のような問題意識に基づいて、刑法の意義を捉えさせることを目指した模擬裁判を取り入れた社会科授業を構想し提案する。

Ⅲ 刑法の意義を捉えさせる模擬裁判を取り入れた中学校社会科法教育の原理

1 法教育における模擬裁判の役割と意義

前章での検討をふまえると法教育における模擬裁判は、従来、次の二つのいずれかの役割を担っていたと言える。

①法的思考力・判断力の体験

②司法や裁判への関心・意欲の喚起

しかし、これらの役割は、法的な資質育成に直接関わるものとは言い難く、そのため、模擬裁判自体も授業の導入として位置付けられることにとどまってしまう。そこで、本研究では、模擬裁判をたんなる体験活動にとどめることな

く、模擬裁判の過程における法的思考や判断を、法教育で目指す資質育成につなげるようにする。そのためには、模擬裁判における法的思考・判断を、従来の社会科教育研究において解明された思考・判断に構造にあてはめて検討する必要がある。従来、社会科教育研究では、思考・判断は、事実的思考と価値的思考に区分されてきた⁵⁾。事実的思考・判断とは、具体的な事象や出来事に関わる個別的知識を、法則や理論にあたる理論的知識、いわば、見方・考え方によって結び付け、事象や出来事の原因や理由を解釈することである。これに対して、価値的判断・思考とは、事実的思考・判断によって導き出された解釈を、価値観によって評価し、「善い・悪い」「すべき・すべきでない」を決断することである。思考・判断する当事者自身の価値観によって評価する場合は、その結果は個人の意思となり、社会に広く受け入れられている価値観によって評価し、それが構成員の納得が得られた場合は、その結果が社会的な規範やルールとなっていく。これを法教育、特に刑法の教育にあてはめると、事件の事実認定が事実的思考・判断であり、有罪か無罪かの認定や量刑の判断が価値的思考・判断になると一般的には考えられよう。有罪か無罪かの判断は、法を適用するだけであるので、事実的思考・判断と考えられなくもないように見えるが、法をどのように適用するかは、法の解釈の仕方によって異なり、その方の解釈には解釈者の価値観が影響することから、ここでは、価値的判断に含まれると考えたい。

筆者が確認した限りではあるが、従来の刑法に関わる模擬裁判を扱った法教育実践では、事件の事実認定に関わる部分について学習者に裁判員として判断をさせるものが多かった。これは、先に挙げた模擬裁判の役割が導入的なものに限定されていたことと関係がある。実際に、裁判員としての裁判を体験させることによって、裁判員の仕事に対する関心を喚起するとともに、裁判員としての思考や判断がどのようなものかを体験的に捉えさせようとしたと思われる。一方で、有罪・無罪の判断や量刑の判断については、学習者に判断を求めるものの、その思考・判断があまりに専門的であると考えられたためと思われるが、弁護士などの外部人材に正解とその解説を求めることが多かった。しかし、そのような判断は、弁護士をはじめとする司法の専門家の判断を絶対的なものとするだけではなく、現行の法制度を肯定する考え方や態度を生み出しやすい。そこで、学習者に有罪か無罪かの判断や、量刑の判断をさせたいうえで、その正解を外部人材に求めるのではなく、学習者自身が自らの価値観の反省的吟味と、現行の法制度の基盤にある価値観の批判的吟味に基づいて、より納得できる決断をする学習が必要である。

2 刑法など法に対する認識の改善の必要性

現在、憲法に関しては、立憲主義という概念が教科書でも取り上げられるようになり、憲法の役割として、政府などの国家権力が国民の自由や権利を侵害することがないように、それらを憲法によって制限しなければならないという考え方は一般的に受け入れられるようになっている。しかしながら、このよう

な基本的な考え方は、必ずしも社会科教育関係者に共有されているものではなく、筆者の経験に基づくものではあるが、学校で社会科を担当する教師の中でも、「日本国憲法には権利の規定ばかりが示されており、国民の義務が十分示されていない」とか、「社会科の教科書には、基本的人権の尊重については権利ごとに詳細に記述されているが、国民の義務に関する記述は極めて簡素であり十分ではない」という主張を耳にすることがある。政党の憲法改正の議論の中でも、憲法に、国民としてのあり方や義務をもっと詳細に記載すべきという議論もあるくらいだから、ある程度仕方がないこととはいえ、憲法の本来の役割に対する不十分な理解に基づく上記のような主張が、社会科授業に反映されることには危うさを感じざるを得ない。

憲法ですら、このような状況であるので、その他の法律については、なおさら、法律は国民の考えや行動を縛るものであると受け止められる傾向が強い。特に、刑法に関して言えば、それは、罪を明確にすることによって、罰則により国民が法を犯さないように支配するものであると受け止められる傾向があることは否定できないだろう。しかし、刑法の条文には、量刑の上限が定められていることに象徴されるように、刑法は、国民をコントロールするものではなく、国家権力による、刑事事件の場合は特に法に基づいて判断をする裁判官による、恣意的な法の適用がなされないようにするためのものであるということを理解させることが重要である。そのような捉え方をさせなければ、法教育を通して、ただ、現行の法制度を肯定し、それを従順に受け入れる国民を育成することになり、時代や社会の変化に応じて法のあり方を見直し、それを主体的に判断できる国民を育成することはできない。

本研究では、上記のような課題意識に基づいて、刑法の意義を捉え直させる法教育の授業開発に取り組んだ。

3 刑法の意義を捉えさせる模擬授業を取り入れた中学校法教育の授業構成

前節までで述べた課題意識に基づいて、本研究では、以下のような授業構成原理を仮説的に設定し、授業構成を行った。

第一段階 [法的思考・判断の要件の理解]

第二段階 [裁判の必要性の理解]

第三段階 [裁判の役割の理解]

第四段階 [模擬的な法的思考・判断]

第五段階 [法の役割に対する見方の反省的吟味]

第一段階から第三段階までは、導入的な段階であり、開発授業において学習者が法的な思考・判断に取り組む際に必要な基礎的知識や技能を身につけさせるために設定されている。第一段階の法的思考・判断の要件の理解は、生活の中で生じた様々な対立やトラブルについて、個人間の交渉によって解決に至らない場合に、法に基づいて判断しなければならないことを理解したうえで、その際に必要なものとして法や裁判が必要になることに気づかせる段階である。第二段階の裁判の必要性の理解は、法を設定するだけでなく、裁判が必要に

なってくることを理解させる段階である。法に基づいて判断することは、誰でもできることではないことをふまえて、それを行う組織と、それを担うことができる専門家が必要であること、それを担う人に求められる資質が何かを理解することが期待される。第三段階の裁判の役割の理解においては、裁判官が誰の影響も受けず自分で判断できる状況が保障されなければならないことや、そのためには裁判が公開で行われなければならないことなどを理解させる。これによって、社会の秩序維持が裁判によって行われるためには、裁判自体がどのようなものでなければならないかを捉えさせる。

第四段階の模擬的な法的思考・判断は、本授業計画の学習活動の中心である。提示された架空の事件に基づいて法に基づいて思考・判断したうえで、自分が行った決断を見直すことを通して、判断の根拠となった自らの法（この場合は刑法）に対する見方を反省し、法とは何かということについての自らの価値観を吟味させる。

第五段階の方の役割に対する見方の反省的吟味の段階は、本授業で育成したい法的資質・能力に直接関わる部分である。前段階で見直した自らの価値観と、現行の法制度の基盤となっている価値観を比較しながら、法とは何かについての見方を再構成することを目指す。この段階で身につけた方に対する見方は、今後、学習者が直面する様々な法的思考・判断が求められる場面において、適用する法の妥当性を考えるうえで一つの基準となると思われる。さらには、法だけではなく、法に対する他者の意見や判断についても、その妥当性を批判的に検討し、それを評価する力にもなる。

以上のような段階を経ることで、模擬裁判の過程を、たんなる法教育の導入的なものとして位置付けるのではなく、法的思考力や判断力の育成に実質的に関わるものとすることができるだろう。

IV 模擬裁判を取り入れた中学校社会科法教育授業開発

先行研究の検討をふまえて、模擬裁判を通して刑法の意義を捉えさせる中学校社会科の単元開発を行った。第一段階として、暮らしの中でトラブルや犯罪が起こった時、解決するために必要な要素について考えさせることを通して、社会における裁判の役割や、裁判における法の役割について考えさせる。そして、暮らしの中でトラブルや犯罪が起こった時、解決するために必要な要素について考えさせる。第二段階では、裁判の必要性を理解させる。第三段階では、私たちの暮らしにおける裁判の役割を捉えさせる。

第四段階が、模擬裁判にかかわる部分である。窃盗罪に該当する事件の量刑を裁判官の立場になって判断する活動を通じて、法に基づいて判断させる。窃盗罪に該当する事件の量刑を裁判官の立場になって判断する活動を通じて、法律で規定されている上限よりも重い罪を与えたくなるにも関わらず法によって制限を受ける状態を体験させる。

第五段階では、なぜ罪の上限が法で決められているのかという問いを通して、法は権力を縛るものであることを学習者に理解させる。

単元の中で行う刑事模擬裁判では、代替不可能な高価なものを盗んだ被告人の反省の様子が見られない状態であることを前提に、既に有罪が確定しているとしたうえで、量刑を判断させることにした。「反省が見られない」「代替不可能な物を盗んだ」などの状況を設定することで、学習者が道徳的感情に基づいて、より重い刑罰を与えたいようになるようにした。これにより、学習者自身が「法により権力を制限される状況」を体験することで、法の意義を考え、第三段階の問いにつなげることを意図した。

今回の模擬裁判の事例として活用した事件の概要は、以下の通りである。

【事件の概要】

「ぬすまれた指輪事件」

Aさんは、100万円の指輪を持っていました。この指輪は世界に一つしかなく、もう作ることができません。家の金庫にしまって大切に保存していました。2025年5月11日、家に泥棒Bが入り、指輪が盗まれてしまいました。Aさんは11日の16時に家に帰ったときに指輪が盗まれていることに気が付きました。2025年5月12日、Bが逮捕されました。Bに指輪がどこにあるかと尋ねたところ、「もうすでに指輪は売った。」と答えました。

なぜ盗んだのか理由を聞くと、「お金に困っていた。」と答え、「盗まれるようなAさんが悪い。」と反省していない様子を見せています。

次に、授業の過程を指導案の形式で提示する。

【中学校社会科公民的分野 単元「どうして刑罰には上限が定められているのだろうか」の学習指導案】

段階	教師の指示・発問	教授・学習活動	生徒の反応
法的判断・思考の要件の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○社会で争いごとや犯罪が起きたとき、どのように解決するだろうか。 ・もし友だちとけんかをしてしまった時、どのように解決するだろうか。 ・知らない人とトラブルになったとき、どのように解決するだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> T：発問 T：発問 S：答える T：発問 S：答える 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察に捕まえてもらう。 ・裁判をニュースでみたことがあるな。 ・先生や親に相談をする。 ・知らない人とトラブルになったら、困るな。話し合うことも難しいな。

	<ul style="list-style-type: none"> ・もし知らない人と解決するときに、勝手なルールを持ち込まれたらどう思うだろうか？ ・たとえば、自分がやったことが、勝手に誰かが作ったルールで犯罪と認められてしまったら、どのような影響があるだろうか。 ・もし、トラブルの解決を判断する人が、相手だけの見方をしていた場合、どのように思うだろうか。 ・また、ルールをよく知らない人が判断したら、どのように思うだろうか。 ・私たちの社会の中で争いごとや犯罪を解決するためには、次のようなことが必要ですね。 -私たち全員が共通したルールで判断すること。 -そのルールをよく知っている人が判断する事。 -判断するひとが、どちらかの味方をしていないこと。 	<p>T:発問 S:答える</p> <p>T:発問 S:答える</p> <p>T:発問 S:答える</p> <p>T:発問 S:答える</p> <p>T:説明する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が知ることができない」ルールを持ち込まれるのは、「不公平」 ・もしルール違反だったらどうしようと思うと、何もできなくなってしまう ・これまでの生活は、ルールがわかっていたから自由に行動ができたんだな。 ・どちらか一方の見方をされると、平等ではないな。安心してトラブルを解決するためには、どちらの見方でもないことが大切なのか ・不安な気持ち ・任せたくない ・私たちの社会で問題を解決するためのルールが決められていることで、私たちは自由に生活することができている。
<p>裁判の必要性を理解する</p>	<p>○実際の社会ではどのようになっているのでしょうか。 -私たち全員が共通したルールで判断すること。 裁判では、法律でトラブルを解決する。 -そのルールをよく知っている人が判断する事。 最終的な刑を判断するのは裁判官である。 -判断するひとが、どちらかの味方をしていないこと。 裁判官は、どちらかの味方をする事なく、法律をもとに判断する。</p>	<p>T:説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所の役割について理解する。

<p>裁判の役割を理解する</p>	<p>○では、私たちはトラブルにあわないと裁判に関わることができないのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判は、誰でも見ることができるなぜ、誰でも見ることができるのか？ ・裁判が公開されていないと、どんなことが起こるか？ <p>・裁判は見るだけではなく、私たちが参加する可能性もある。これを、裁判員制度という。</p> <p>・では、なぜ法の専門家である裁判官が判断をするにもかわらず、私たちが裁判に参加する必要があるのか？ 「国民主権」という言葉を思い出してみよう。</p>	<p>T：発問 S：答える</p> <p>T：発問 S：答える</p> <p>T：発問 S：答える</p> <p>T：発問 S：答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判はドラマやニュースでしか見たことがない。遠く感じる。 ・ルールが守られているかどうかは見てみないとわからない。 ・裁判が公開されていないと、先ほど挙げた原則が守られているかどうか、確認することができない。 ・裁判が公開されることで、私たちは法にそって裁判がされているか、確認をすることができる。 ・守られているかどうか判断できない。 ・ただし、見ても法律が守られているかどうか、よくわからない。 ・私たちがこの国を創る存在である。つまり、法による判断が大切な一方で、私たちがこの事件をどうやって考えているのかという意見を出すことができる制度である。 ・法律が分かる人に任せればよいのではないか。ここにも、憲法で学んだ国民主権が関わっている。
<p>模擬的な法的思考・判断</p>	<p>○判断をしてみよう 「盗まれた指輪事件」の内容を話す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この場合は、人のものを盗んでいるから、窃盗罪にあたること。窃盗罪は、刑務所に入り、刑務所で仕事を10年行うか、罰金50万円以下を払うことになる。 <p>○もし自分が裁判官だったら、どのような刑を与えるだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜそのような判断をしたのだろうか。 ・その刑を与えると、社会や私たちの暮らしにどのような影響があるだろうか。 <p>まずは1人で考えてみよう。 班で話し合ってみよう。</p>	<p>T：説明</p> <p>T：発問 S：答える</p> <p>T：発問 S：考える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・反省しているようすがないなら、重い罰を与えて反省してもらおう。 ・許されないことをしたんだし、10年刑務所に入っておくべきだ。 ・悪いことをしたなら、刑務所に入ってもらおう。 ・悪いことをした人が暮らしていたら、私たちのものも盗まれてしまうかもしれない。

		。	<ul style="list-style-type: none"> ・悪いことをした人は許せない。できるだけ重い罪にしよう。 ・自分は重い罪にしたけれど、5年の人もいるのか。罰金がいいと判断している人もいる。 ・私たちの暮らしについて考えられていなかった。
法の役割に対する見方の反省的吟味	<ul style="list-style-type: none"> ・被告人に対してどのような刑を与えましたか？ ・それはなぜか？ ・もし量刑の上限がなかったなら、それ以上の量刑を与えたか？ <p>○なぜ、罪の上限は決められているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もし、罪の上限が決められていなかったら、どのようなことが起こるだろうか。 <p>○裁判所は争いごとや犯罪を法律に基づいて解決することで、何を守る場所だっただろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限を定めることによって、誰の何を守っているだろうか。 ・これによって、誰が制限を受けるだろうか。 ・前回の模擬裁判で、刑罰を決めるときに、何かに制限を受けただろうか。 	<p>T:発問 S:答える</p> <p>T:発問 S:答える</p> <p>T:発問 S:答える</p> <p>T:発問 S:答える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・反省している様子がないから、反省したほうが良いから。 ・本当はもっと反省をしてほしいけれど、上限があるからそれ以上重くすることはできない。 ・なぜ、悪いことをしたのに、罪を重くできないのか。 ・模擬裁判で、自分が自由に罪を決められたら、誰でも大きな刑罰が決められたかもしれない。 ・個人的な感情に揺さぶられたら、公正な裁判はできそうにない。など ・国民の権利を守る場所。刑罰の上限を定めることで、国民の権利を権力から守っている。
まとめ	<p>○刑罰の上限が定められていることによって、不当に罪を吊り上げられることがないよう、裁判官の権力を縛っている。</p> <p>そのようにすることで、国民の権利が守られている。</p> <p>裁判を受ける人も同じである。</p>	T:説明	

(筆者作成)

第一段階では、日常的な状況を振り返らせながら、裁判の必要性を再認識させる。「社会で争いごとや犯罪が起きたとき、どのように解決するだろうか」という問いを投げかけ、「もし友だちとけんかをしてしまった時、どのように解決するだろうか」「知らない人とトラブルになったとき、どのように解決するだろうか」ということも考えさせながら、ルールやそれを執行する人が必要なことに気付かせる。続いて、「もし知らない人と解決するとき、勝手なルールを持ち込まれたらどう思うだろうか」「自分がやったことが、勝手に誰かが作ったル

ールで犯罪と認められてしまったら、どのような影響があるだろうか」「もし、トラブルの解決を判断する人が、相手だけの見方をしていた場合、どのように思うだろうか」といったことを考えさせて、公平なルールがあることで自分たちの自由や権利が守られていることを把握させる。そして、争いごとを解決するためには、共通のルールとそれに基づいて判断できる人が必要であること、すなわち、裁判所が必要であることを認識させる。

第二段階では、第一段階で確認したことが、実際にどのように制度化されているかを理解する。ここで確認することは、以下の通りである。

- ・私たち全員が共通したルールで判断すること。
- ・裁判では、法律でトラブルを解決すること。
- ・そのルールをよく知っている人（裁判官）が判断すること。
- ・最終的な刑を判断するのは裁判官であること。
- ・裁判官は、どちらかの味方をするのではなく、法律をもとに判断すること。

第三段階では、裁判所が国民主権に基づいて公平な判断を行うためにどのような仕組みになっているかを把握させる。「裁判は、誰でも見ることができる。なぜ、誰でも見ることができるのか」「裁判が公開されていないと、どんなことが起こるか」という問いについて考えさせ、裁判が公開で行われることから、裁判所が私たちの自由や権利を守るためのどのように運営されているかを理解させる。次に、「裁判は見るだけではなく、私たちが参加する可能性もある。これを、裁判員制度という。なぜ法の専門家である裁判官が判断をするにもかかわらず、私たちが裁判に参加する必要があるのか」を考えさせ、裁判員制度導入の意義と法律の専門家でない国民が裁判に関わることの意味に気付かせる。

模擬裁判をとりれた第四段階から第五段階が、この学習の中心的な部分である。このパートでは、「盗まれた指輪事件」の内容を話したうえで、量刑を判断するための次のような前提を示す。

- ・この場合は、人のものを盗んでいるから、窃盗罪にあたること。
- ・窃盗罪は、刑務所に入り、刑務所で仕事を10年行うか、罰金50万円以下を払うことになること。

そのうえで、「もし自分が裁判官だったら、どのような刑を与えるだろうか」を考えさせたい。その判断の理由を説明させる。さらに、「その刑を与えると、社会や私たちの暮らしにどのような影響があるだろうか」を考えさせることで、個人の感情で判断することの問題性に気付かせたい。以上の課題に、まずは生徒一人ひとりに取り組みせ、次に、グループで話し合わせる。生徒の反応として、次のようなものを想定している。

- ・反省しているようすがないなら、重い罰を与えて反省してもらおう。
- ・許されないことをしたんだし、10年刑務所に入っておくべきだ。
- ・悪いことをしたなら、刑務所に入ってもらおう。
- ・悪いことをした人が暮らしていたら、私たちのものも盗まれてしまうかもしれない。
- ・悪いことをした人は許せない。できるだけ重い罪にしよう。

最後に、刑法の背後にある原則を考えさせる段階では、刑罰の上限がなかった時のことを想像させ、刑法の意義に気付かせる。「もし量刑の上限がなかったなら、それ以上の量刑を与えたか」という問いを投げかけて、生徒の判断を揺さぶり、そのうえで、「なぜ、罪の上限は決められているのか」を考えさせる。続けて、「もし、罪の上限が決められていなかったら、どのようなことが起こるだろうか」を想像させることで、上限の必要性に気付くきっかけを与える。最後に、「裁判所は争いごとや犯罪を法律に基づいて解決することで、何を守る場所だったのだろうか」「上限を定めることによって、誰の何を守っているだろうか」「これによって、誰が制限を受けるだろうか」を問うことで、国民の権利を国家権力から守るために、刑法で刑罰の上限が定められていることに気付かせる。最終的には、刑法をはじめとするその他の法律や、最高法規である憲法も、国民の権利や自由を国家権力から守るためのものであることを理解させたい。

以上のように、司法の理解を目指した単元の中に刑法の意義を捉えさせる模擬裁判を取り入れた授業を組み込むことで、法の本質を理解させることができるはずである。

V おわりに

本研究の意義は3点挙げられる。第一は、先行研究の検討をふまえて、模擬裁判を取り入れた法教育は、司法への参加、さらには社会参加への意欲を高めるため、司法学習への動機づけとする傾向が強いことを明らかにしたことである。第二に、以上のような先行研究の特質をふまえて、下記のような法教育の授業構成原理を提案したことである。

第一段階 [法的思考・判断の要件の理解]

第二段階 [裁判の必要性の理解]

第三段階 [裁判の役割の理解]

第四段階 [模擬的な法的思考・判断]

第五段階 [法の役割に対する見方の反省的吟味]

このような授業構成は、法の専門家の思考・判断を正解として受け入れるだけではなく、そのような正解も受け入れつつ、自ら主体的に法的な思考・判断ができる市民を育てるものであると言えるだろう。第三は、刑事模擬裁判を効果的に授業に取り入れることで、刑法、さらには法そのものに対する理解を深める授業構成が可能であることを、具体的な授業計画を提示することで実証したことである。

今後の課題としては、模擬裁判の過程についてのより詳細なプログラムを考案し、模擬裁判に取り組むことで生徒の法認識を変容させる具体的な指導手帳を提示することの必要性をあげることができよう。

(本論文は、桑原と宮本が共同で企画し、第Ⅰ～Ⅲ章を桑原が、第Ⅳ～Ⅴ章を宮本が執筆した後、両者で全体を調整した)

【註】

- 1) 川田泰之・河野敏也(2016)「法解釈を考える模擬裁判の試行」法と教育学会『法と教育』Vol. 6、pp. 90-91.
- 2) 藤井剛(2014)「模擬裁判を通して考える法教育のあり方」中等社会科教育学会『中等社会科教育研究』32巻、p. 117.
- 3) 坂田元丈(2019)「中学校社会科学習における市民的資質育成を目指す法教育：公民的分野「裁判員制度」の単元開発」『富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要』第14号、pp. 8-9.
- 4) 二瓶剛(2021)「社会科公民的分野における模擬裁判の実践から主権者としての資質・能力を育成する：模擬裁判を通して協働的な学びから生徒の主権者意識を養う」埼玉大学社会科教育研究会『埼玉社会科教育研究』No.27、pp. 66-67.
- 5) 森分孝治(1984)『現代社会科授業構成理論』明治図書.

Methods for Implementing Legal Education in Social Studies to Foster Understanding of Criminal Law
Through Developing Junior High School Social Studies Lessons Incorporating Mock Trials

MIYAMOTO Ayuha*1, KUWABARA Toshinori*2

This study focuses on developing junior high school social studies lessons incorporating mock trials to enhance understanding of criminal law. Legal education in Japanese social studies has traditionally centered on constitutional studies, with very few opportunities to learn about other laws. Given this situation, recent years have seen the development of legal education lessons covering civil law, criminal law, and other areas. Meanwhile, since the introduction of the lay judge system, the development and implementation of social studies lessons incorporating mock trials have become commonplace, and it is no longer unusual for criminal cases to be addressed in social studies classes. This study examines the characteristics and challenges of conventional mock trial-based lessons and aims to develop a junior high school social studies lesson that helps students grasp the significance of criminal law.

Keywords: Lesson development research, Junior high school social studies, Mock trial, Criminal law

*1 Graduate School of Humanities and Social Sciences, Okayama University

*2 Faculty of Education, Okayama University

